

各市町村介護保険担当課長 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地域密着型サービス外部評価実施回数
緩和要件の取扱いについて (通知)

このことについて、千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領（以下、「実施要領」という。）第3条により、同条（1）の要件に該当する場合は、外部評価の実施回数を原則年1回以上から2年に1回に緩和することができることとされているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度に引き続き、今年度も実施回数緩和要件について下記のとおり対応することとしますので、御確認の上、貴市町村が所管する認知症対応型共同生活介護事業所への周知等、必要な事務手続きを行っていただくようお願いいたします。

記

- 1 「過去に外部評価を5年間継続して実施していること」について(実施要領第3条(1)ア)
感染症対策のため、事業所訪問等を延期したことで外部評価が令和4年度中に完了できなかった場合につきましても、令和5年7月末頃までに完了した場合には令和4年度実施したものとしします。なお、評価の実施に係る取扱いについては、令和4年3月11日付け健指第3060号にて千葉県が選定している地域密着型サービス外部評価機関宛て、通知を送付しています。
- 2 「運営推進会議が1年間に過去6回以上開催していること」について(実施要領第3条(1)ウ)
各事業所において、感染症対策のためやむを得ず対面形式で開催できず、「運営推進会議開催に代わる対策の実施に努めている（※）」と市町村が認めた場合には、当該要件に当てはまることとみなします。

※書面で開催する、延期して実施する等